

平成 28 年 7 月 13 日
株式会社ジャックス

弊社提携カード加盟店「DCMホームマック株式会社」における
申込書等紛失に関するお詫びとご報告について

この度、弊社提携カード加盟店のDCMホームマック株式会社が平成 28 年 4 月 28 日（木）から 4 月 30 日（土）まで、DCMホームマック新庄店（山形県新庄市）で実施した「ホームマックみのりカード入会キャンペーン」におきまして、ご入会いただいた際のお申込書等を一部紛失する事態が発生いたしました。

弊社は当該キャンペーンに関わる会員募集の委託を受けておりました。

関係者の皆様の個人情報を紛失させる事態を引き起こし、多大なるご迷惑とご心配をお掛け致しますことを、ここに深くお詫び申し上げます。

<事故発生経緯>

1. 発生日

平成 28 年 4 月 29 日（金）

2. 対象となるお客様のお申込日時

平成 28 年 4 月 28 日（18 時～19 時）受付分……（1 名様）

平成 28 年 4 月 29 日（10 時～19 時）受付分……（20 名様）

3. 紛失の内容

(1) 申込書 21 通

「氏名（漢字・カナ）」「性別」「生年月日」「住所（郵便番号・漢字・カナ）」
「電話番号（自宅・携帯）」「世帯状況」「住居の状況（自宅・ローン・居住年数）」
「運転免許証番号」「税込年収」「暗証番号」「お借入れの状況」を記載。

(2) 受付管理票 2 通

「申込者氏名のフリガナ」を記載。

※ 現時点で本件に由来する二次被害は確認されておりません

4. 紛失の経緯

(1) 平成 28 年 4 月 28 日～同月 30 日、DCMホームマックからの委託を経て、弊社がDCMホームマック新庄店（山形県新庄市）で「ホームマックみのりカード」入会キャ

ンペーンを実施いたしました。実際のお客さま対応には、再委託先となる株式会社TDCスタッフィングの従業員が従事いたしました。

- (2) 同4月29日、TDCスタッフィングの従業員とDCMホームマックの従業員が申込書等を19時30分頃に触れたのを最後に、前日の18時以降に受け付けた申込書等（前項3.参照）の所在が分からなくなりました。
- (3) 同6月24日、お申込されたお客さま1名が、DCMホームマックにカードの不達をご一報くださり、これをもってDCMホームマックは本件を認識いたしました。
- (4) これ以降、DCMホームマック及び弊社にて当該店舗の搜索等を続けておりますが、当該申込書を発見するに至っておりません。

5. 発生後の対応

- (1) 本件について、お客さまからのご相談・お問い合わせをお受けする専用窓口を設置いたしました（次項6.参照）。
- (2) 平成28年7月12日（火）DCMホームマックより新庄警察署等への報告を行いました。
- (3) 平成28年7月13日（水）DCMホームマックより山形県政記者室への報道発表、弊社ならびにDCMホームマックホームページでの公表を行いました。
- (4) 平成28年7月14日（木）DCMホームマックより山形新聞朝刊、読売新聞、朝日新聞朝刊（山形県版）に社告を掲載致します。

6. 当該申込書にてお申込みいただいたお客様への対応

DCMホームマック担当者にて個別にご対応さしあげますので、下掲専用窓口までご一報ください。

情報紛失に関するお問い合わせ専用窓口

フリーダイヤル 0120-321-496

（午前9時～午後9時。土・日・祝実施）

※なお、本件との関係が疑われる不審な電話勧誘やダイレクトメール送付が認められた場合は、DCMホームマックまでご一報ください。

7. 再発防止策の対応

弊社では今回の事態を厳粛に受け止め、全社員および関係会社に対し改めて個人情報保護方針等を周知徹底し、再発防止に努めます。また、今回のケースの様に外部委託先を利用する際には、細心の注意を経て連携を強化し、今後このような事態が起こらない様、信頼回復に全力をあげてまいります。

以上